「国内株式議決権行使指図ガイドライン」の改定について

2024年1月

明治安田アセットマネジメント株式会社（代表取締役社長 西尾 友宏、以下「当社」）は、企業との対話等を踏まえて、定期的・継続的にガイドラインの内容を精査し、必要に応じて改定を行っています。また、改定後のガイドラインについて、適用日よりも事前に開示することで、次の株主総会までの十分な準備期間の確保と、投資先企業との効果的な対話機会の増加を目指します。

今般、「国内株式議決権行使指図ガイドライン」における取締役選任議案の行使に係る判断基準について見直し、以下の項目について改定を実施しました。改定後のガイドラインは、2024年4月以降に開催の株主総会より適用を開始します。改定後のガイドラインの全体版は こちら（PDF：351KB） をご覧ください。

＜ 2024年度のガイドライン改定における主な変更点（2024年1月公表、2024年4月適用開始） ＞

No.	考え方・課題	対応策
1	＜現行ガイドライン（関連個所抜粋。以下同じ。）＞ 2. 取締役の選任(補欠取締役の選任を含む) 以下のいずれかの基準に該当する場合、原則、代表取締役の再任に反対する (1)数値基準 **⑤ 社内取締役を合理的理由かつ詳細な説明なく増員する場合** **⑦ 社外取締役が減員する場合(監査等委員会設置会社・指名委員会等設置会社への移行の場合、移行前の社外取締役と社外監査役の合計人数との比較)但し、減員後の社外取締役の取締役会割合が減員前の同比率以上となる場合、原則賛成する** • 過去に「社外取締役は増やす」「社内取締役は増やさない」を徹底する考えから、議決権行使基準に⑦の基準を盛り込んだ。しかし現状では、社外取締役が「最低基準」（2名以上、1/3以上等）に達していれば、社外取締役の1名減員は問題ではない、と考える機関投資家や発行体が多く、また取締役会の実効性に影響はないと考える。 • 東京証券取引所「コーポレートガバナンス・コード（2021年6月11日改定）」（原則4-8※）を参照 ※独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、プライム市場上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも3分の1（その他の市場の上場会社においては2名）以上選任すべきである。また、上記にかかわらず、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、過半数の独立社外取締役を選任することが必要と考えるプライム市場上場会社（その他の市場の上場会社においては少なくとも3分の1以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える上場会社）は、十分な人数の独立社外取締役を選任すべきである。	＜現行ガイドライン＞「⑦社外取締役が減員する場合」を削除。 あわせて、＜現行ガイドライン＞「⑤社内取締役を合理的理由かつ詳細な説明なく増員する場合」に、「但し、増員後の社外取締役の全取締役に占める割合が増員前の同比率以上となる場合、原則賛成する（監査等委員会設置会社・指名委員会等設置会社への移行の場合、移行前の社外取締役と社外監査役の合計人数との比較）」を追加する。

明治安田アセットマネジメント

「国内株式議決権行使指図ガイドライン」の改定について

＜（前頁からの続き）2024年度のガイドライン改定における主な変更点（2024年1月公表、2024年4月適用開始＞

No.	考え方・課題	対応策
2	<現行ガイドライン> 2. 取締役の選任(補欠取締役の選任を含む) 以下のいずれかの基準に該当する場合、原則、代表取締役の再任に反対する (3) 社外取締役基準(以下のいずれかの基準により、候補者ごとに賛否を判断する) ① 社外取締役の独立性が保たれていない場合(下記注参照) 注)①の独立性については以下のいずれかの基準で判断する。但し、経歴等から見て高く企業価値向上に資する候補者である場合には賛成することも検討する **b.過去1年内に当該会社の主要取引先(売上3%以上)、当該会社を主要取引先とする会社等の業務執行者でないこと** **c.過去1年内にコンサルティングや顧問契約などの重要な取引関係があるコンサルティング会社、監査法人、弁護士事務所、会計事務所等に所属していないこと** **e.主要株主(持ち株比率10%以上または上位10位内)またはその業務執行者でないこと** **f.過去1年内において、候補者が所属する機関(大学、基金等)に対して寄付が年間1,000万円を超えないこと** • 東京証券取引所「コーポレートガバナンス・コード（2021年6月11日改定）」【原則４－９．独立社外取締役の独立性判断基準及び資質※】を参照 ※取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定・開示すべきである。また、取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めるべきである。	<現行ガイドライン>「b.主要取引先、c.コンサルティングや顧問契約等、e.主要株主、f.寄付」に、「公表資料等から各定量基準等への該当性が不明な場合」を追加し、該当した場合、「社外取締役」に反対とする。

以上